

伊市環 第 56 号  
令和 3 年 5 月 21 日

静岡県知事 川勝 平太 様

伊豆市長 菊 地 豊



「(仮称) 沼津真城山風力発電事業環境影響評価方法書」に関する意見等について (回答)

令和 3 年 4 月 28 日付け環生第 53 号により照会がありました標記の件について、環境保全の見地からの意見を別紙のとおり提出します。



担当 市民部環境衛生課  
電話 0558-72-9857  
E-mail kankyo@city.izu.shizuoka.jp

(別紙)

## 「(仮称) 沼津真城山風力発電事業環境影響評価方法書」に関する意見書

### 1 全般的な事項

(1) 事業の実施に関して、周辺住民や関係機関等に対して十分な情報提供や説明を行うこと。

### 2 個別事項

#### (1) 景観（主要な眺望点からの景観への影響）

伊豆半島は、富士箱根伊豆国立公園に指定されており、国内でも有数の希少かつ豊かな自然環境を有している。特に戸田峠については、公園計画で定める利用施設として展望地の位置付けがある。

また、本市における主要な眺望点には、「伊豆半島・伊豆諸島の“富士山がある風景 100 選”」に選ばれている金冠山、達磨山、古稀山などがあり、それぞれが伊豆山稜線歩道でつながっており多くの利用者がある。また、山頂からは駿河湾や富士山、遠くは南アルプスなどが望め、「だるま山高原レストハウス」や「達磨山」における主要な眺望点を含む一帯のエリアが国立公園第 2 種・第 3 種特別地域に指定されている。

これらの主要な眺望点から風力発電施設が視認されることによって本市からの眺望景観に影響を及ぼすことが懸念されることから、設備の高さ、形状、色、配置については十分に検討を行い、主要な眺望点からの発電設備を含む景観について、フォトモンタージュ等により調査、予測及び評価を実施し景観への影響を回避又は十分に低減できるよう必要な保全措置を講ずるとともに資料等を提供すること。

#### (2) 景観（調査地点の追加）

調査地点が限定的であり、限られた地点のみの評価にとどまる恐れがあるため、(1) で述べたとおり本市からの駿河湾及び富士山の眺望景観への影響が懸念される。

多くの市民、観光客が利用する土肥港に発着する駿河湾フェリーからの眺望景観について、洋上からの伊豆半島の景観そのものが観光、景観資源を形成している。本事業の実施は駿河湾フェリーからの眺望景観への重大な影響が懸念されることから、駿河湾フェリー航路上からの調査地点を増やし、複数の調査地点からのフォトモンタージュ等による調査、予測及び評価を実施すること。

また、多くの登山者が利用する達磨山から金冠山を繋ぐ遊歩道について、四季折々の景観、日本一深い駿河湾、日本一標高の高い富士山の眺望景観を楽しむことができるなど、登山道からの眺望そのものが観光・景観資源を形成している。本事業の実施により達磨山から金冠山を繋ぐ登山道からの眺望景観への重大な影響が懸念されることから、登山道か

らの調査地点を増やすことに努め、複数の調査地点からのフォトモンタージュ等による調査、予測及び評価を実施すること。

上記意見は、配慮書についての市長の意見と同様であるが、当意見に記載した重要な視点場からの眺望に関する調査地点の増加等、方法書に反映されていない事項があると考えられるため、景観に係る意見全てに対し、事業者の見解又は対応方針を書面により提示すること。

### （3）地域交通

計画段階において、工事用資機材の搬出入及び工事車両が利用する道路が決定した際は、地域でのトラブル発生を未然に防止するため、周辺住民や施設に対し積極的に情報提供を行うとともに、丁寧な説明を行い合意形成を図ること。

また、工事用資機材の搬出入及び工事車両等で使用する道路においては、必ず交通安全対策を講じること。